

公 告

令和8年(2026年)3月3日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-128
(2) 件 名	焼却施設煤煙等測定分析業務
(3) 履行場所	真庭市櫛西地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	焼却施設（・灰質分析 一式 ・排出ガス測定 一式 ・ゴミ質分析 一式 ・作業環境測定 一式）
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	調査・研究(環境測定)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月24日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわ【TEL】0867-42-7453へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月12日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	クリーンセンターまにわ【メール】clean_c@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月24日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわへ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月24日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月25日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市クリーンセンターまにわ

TEL 0867-42-7453 / FAX 0867-42-7454

共通仕様書

焼却施設 煤煙等測定分析業務

1, 業務概要

本業務は、クリーンセンターまにわ焼却施設における排出ガス、灰質、ごみ質、作業環境等の排出実態を把握し周辺環境への対策推進の為の基礎資料とする事を目的とする。

2, 業務場所

岡山県真庭市樫西 290 クリーンセンターまにわ 内

3, 共通事項

測定箇所及び測定方法、詳細は特記仕様書を参照。

4, 業務委託期間

契約締結の日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日 まで

5, 契約保証金

真庭市財務規則第 121 条により、請負工事及び業務委託契約 500 万円以上の契約には契約金額の 10 / 100 以上の契約保証金が必要。

6, 業務内容

別添、特記仕様書のとおり

7, 契約不適合責任期間

1 年

8, 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令・条例等を遵守しなければならない。
(廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシンばく露防止対策について 平成 13 年 4 月 25 日付基発第 401 号 等)

9, 疑義

受託者は疑義が生じた場合、発注者と十分な打ち合わせ又は協議を行い、業務の遂行に支障の無いよう努めなければならない。

10, 官公署その他への手続き

必要な届出・手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したもの以外は、すべて受注者の負担とする。

11, 損傷部補修

業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお復旧に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

12, 資格必要作業

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また、監督員が要求した場合は、資格保有者である旨の証書の写し等を提出すること。

13, 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない、又、成果品を他人に閲覧させ複写させ又は譲渡してはならない。

14, 現場管理

現場責任者は、業務履行の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行う事。
又、工程等は事前に監督員と協議し、決定すること。

15, 災害防止等

本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期すほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。また、工事履行については、当センターの運転管理に支障を与えることのないよう、監督員と事前に打ち合わせ等を行い履行すること。

16, 臨機の措置

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちに、その経緯を監督員に報告すること。

17, 業務用電力等

本業務及び検査に必要な電力・用水は、原則として市が供給するが、使用に際しては監督員の指示により使用し、当センターの運転管理に支障を与えることのないよう十分注意しなければならない。

18, 材料検査等

本業務に使用する材料等は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な材料については、監督員の承諾を受けて省略することができる。また、受注者は、貸与品及び支給材料の引き渡しを受けたときは、遅延なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取り扱いには十分注意しなければならない。

19, 養生その他

既存部分、履行済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のあるおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、履行期間中は、現場の整理・整頓に努め適正な作業環境を保持すること。

20, 跡片付け

業務完了に際しては、当該に関連する部分の跡片付け及び清掃を行うこと。

21, 発生材の処置

監督員の指示に従い適切に処理すること。

22, 検査

本業務履行は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承諾を得た後に、次の工程に移行する事。

また、本業務終了後、受託者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

23, 作業間の連絡調整

本業務期間は、労働安全衛生法第 30 条（特定元方事業者等の講ずべき措置）に定められる事項を厳守すること。なお、元受託者の安全衛生管理者が、招集する安全衛生工程会議に出席し、作業間の連絡調整をはかり安全作業に努めること。

24, 仮設

詰所、工作小屋、材料置き場等の仮設を設ける場合は、あらかじめ監督員の承諾を受け、その指示に従って設置すること。

作業用足場を設ける場合は、足場の組み立て、解体は、資格者の指示監督により、安全かつ堅牢に施工し、足場上での作業中又は仮設中は、常に保安維持につとめなければならない。

25, その他保守

受託者は、本業務において本仕様書に明記していない事項であってもシステムの保守上当然必要と認められるものについては、良心的に受託者において実施するものとする。

又、軽微な修理及び必要材料の取り替えは、無償にて行う事とする。

26, 提出書類

着手前

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 管理技術者選任届 | 1 部 |
| (2) 業務着手届 | 1 部 |

完了までに提出する書類

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 業務報告書 | 2 部 |
| (2) 業務写真帳 | 2 部 |

・業務に関する写真を行程ごとにカラー撮影の上、写真帳へ項目別に整理をして提出する事。

- | | |
|--------------------|------|
| (3) 業務完了届 | 1 部 |
| (4) その他監督員が指示したもの。 | 指示部数 |

27, その他

- ・ サンプルング及び分析においては受託者が直接管理のもと行う事。

特記仕様書

焼却施設 煤煙等測定分析業務

第1項 灰質、排出ガス、ごみ質、分析

【業務内容】	灰質分析	一式
	排出ガス測定分析	一式
	ごみ質分析	一式

【測定分析内容】

サンプリング及び分析業務の内容は、表-1 のとおりとする

No,	測定分析項目	回数	検体数
①	焼却灰熱灼減量	12回	12検体
②	排出ガスばい煙・水銀測定分析	2回	4検体
③	ごみ質分析	4回	4検体
④	焼却灰重金属含有及び溶出分析	2回	2検体

※ 採取日程については別紙-1 のとおりとする

【測定分析方法】

測定分析方法は次のとおりとする

① 焼却灰熱灼減量

No,	項目	採取分析方法
①-1	焼却灰熱灼減量	J I S - k - 0060 円すい四分法にて採取 厚生省環境整備課長通知（環整第 95 号）にて分析

② 排出ガスばい煙・水銀測定分析

分析方法については大気汚染防止法施工規則第15条及び水銀測定法（平成28年9月26日環境省告示第94号）に規定されている範囲内で、同等または、それ以上の結果が得られる場合については協議を行い変更してもよい

No,	項目	参考採取分析方法
②-1	ばいじん	J I S - Z - 8808 円形ろ紙法
②-2	硫黄酸化物	J I S - K - 0103 比濁法又は、イオンクロマトグラフ法
②-3	窒素酸化物	J I S - K - 0104 Z n - N E D A 法、イオンクロマトグラフ法、又は自動測定法
②-4	塩化水素	J I S - K 0107 硝酸銀法又は、イオンクロマトグラフ法
②-5	ガス状水銀	J I S - K 0222 湿式吸収—還元気化原子吸光
②-6	粒子状水銀	J I S - Z 8088 湿式酸分解法—原子吸光法 加熱気化—原子吸光法

③ ごみ質分析

No,	項目	採取分析方法
③-1	単位容積重量 (k g/m ³)	厚生省環境整備課長通知 (環整第 95 号) 別紙二の I に掲げる方法。
③-2	水分 (%)	同上
③-3	ごみの種類組成分析	1) 紙 2) 布類 3) ビニール、合成樹脂 4) 木・竹・ワラ類 5) ちゅう芥類 6) 不燃類 7) その他
③-4	灰分 (%)	厚生省環境整備課長通知 (環整第 95 号) 別紙二の I に掲げる方法。
③-5	可燃分 (%)	同上
③-6	低位発熱量 (k j/k g)	同上

④ 焼却灰重金属 含有 及び 溶出 分析

No,	項目	採取分析方法
④-1	アルキル水銀化合物	金属等を含む産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法 (昭和 48 年環境庁告示第 13 号)
④-2	水銀又はその他の化合物	
④-3	カドミウム又はその他の化合物	
④-4	鉛又はその他の化合物	
④-5	砒素又はその他の化合物	
④-6	セレン又はその他の化合物	
④-7	六価クロム化合物	
④-8	1,4-ジオキサン	

【報告書作成】 部数 ～ 各 2 部 A4 版 (月ごとに提出の事)

- ① ・分析結果報告書
 - ・採取時に写真を撮影し、2 部写真帳として提出
- ② ・計量証明書
 - ・各測定データ (測定記録) 一覧
 - ・測定位置及び測定点図
 - ・採取時に写真を撮影し、2 部写真帳として提出
- ③ ・分析結果報告書
 - ・採取時に写真を撮影し、2 部写真帳として提出
- ④ ・分析結果報告書
 - ・採取時に写真を撮影し、2 部写真帳として提出
 - ・その他当局が指示するもの

第2項 作業環境測定

【業務内容】 焼却施設作業環境測定

一式

【測定分析内容】

サンプリング及び分析業務の内容は、表-1のとおりとする

表-1

対象作業場所	測定項目		
	総粉じん濃度		温度、湿度、 風向、風速
	A測定	B測定	
炉室	8×2回/年	1×2回/年	○
ハーゲンマイヤー室	5×2回/年	1×2回/年	○
灰バンカ室	なし	1×2回/年	○
検体数	26	6	

*総粉じん濃度の測定位置は、発注者と作業環境測定士との協議のうえ決定するものとする（過去のデザインを参照）

*詳細日程については受注者と協議のうえ決定する事とする

【測定方法】

測定方法は表-2のとおりとする

表-2

測定項目	測定方法
総粉じん濃度	空気中の総粉じん濃度の測定については、デジタル粉塵計を用いて差し支えないこととする。なお、粉じんの測定に関するA測定及びB測定のサンプリング時間は、各測定点につき10分間以上とすること。
風向、風速	熱戦風速計による（粉じん濃度の同測定点）
温度、湿度	アスマン通風乾湿計による（粉じん濃度の同測定点）

【作業環境の評価】

「作業環境評価基準」（昭和63年労働省告示第79号）及び厚生労働省通達に準じて、各対象作業場所の管理区域をけている。なお、評価に用いるD値は、H13年度測定値のデータを用いるものとする。

【報告書の作成】

部数 ～ 各2部 A4版 （1回ごとに提出の事）

- ・ 測定結果一覧表
- ・ 測定結果の評価及び考察
- ・ 作業環境測定結果報告書（証明書）
- ・ 資料採取データ
- ・ 各測定状況の写真を撮影し、2部写真帳として提出
- ・ その他当局が指示するもの

別紙 1

令和 8 年度 4月～3月 予定一覧

採取日	焼却施設				
	焼却灰 (熱灼)	ばい煙 水銀	ごみ質	作業環境	焼却灰 (重金属)
4月	○				
5月	○	○	○		
6月	○				○
7月	○			○	
8月	○		○		
9月	○				
10月	○				
11月	○	○	○		
12月	○				
1月	○			○	○
2月	○		○		
3月	○				
合計	12検体	4検体	4検体	2式	2検体